

大村市農林水産振興事業補助金（新たな担い手支援事業）実施要領

大村市では、農林水産業の振興を図ることを目的として、農林水産振興事業を行う者に対し、予算の定めるところにより親元就農支援給付金を給付するものとし、その給付については、大村市補助金等交付規則及び大村市親元就農支援事業給付金交付要綱によるものとする。

【補助の種類】

1 親元就農支援給付金事業

【補助の対象となる方】

- ①大村市内に住所を有し、かつ、当該区域内において青色申告を行う認定農業者及び地域計画のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者の後継者として親元就農する者であること。
- ②親元就農日（青色事業専従者にあつては青色専従者届出日、それ以外の者にあつては親元就農後最初に給与の支払を受けた日）の属する年度における年齢が、18歳以上65歳未満の者であること。
- ③親元就農後の農業従事日数が年間150日以上かつ1,200時間以上となることが確実と見込まれること。
- ④就農先の親等と家族経営協定を締結していること。
- ⑤前年の給与収入（就農先の親等から支払を受けたものに限る。）が240万円以下であること。
- ⑥生活費の確保を目的としたその他の国県市等による給付等を受けていないこと。
- ⑦市税の滞納がないこと。

【給付額】

事業目的		給付額
1	親元就農者の経済的不安等を支援するため	年間 60 万円を給付

【補助対象期間】

最長3年間

【募集】

（１）募集スケジュール

当該補助事業は、年1回の募集により実施することを基本とし、予算残がある場合に追加募集を実施する。

（２）応募者の選考

設定した予算額を超える応募がある場合は、書類等の審査による選考を行い、決定者には内定通知書を発行し、落選した者には落選した旨を通知する。

審査については、別添の審査基準を基に審査します。

(3) 応募手順

補助金の応募者は、次の書類を提出する。

- ① 親元就農計画書（応募用）
- ② 親元就農日がわかる書類
- ③ 前年の給与収入がわかる書類
- ④ 地域計画の写しまたは農地中間管理機構から農地を借り受けているとわかる書類
- ⑤ 前年分の確定申告書の写し
- ⑥ 同意書（個人情報の取扱い）

(別添) 親元就農支援給付金事業審査基準

〈親元就農者〉

No.	項目	内容
1	認定農業者の状況	就農者の年齢
		親元への就農年数
2	経営管理の合理化	農業者年金の加入状況
3	労働時間	年間労働時間
4	就農計画	妥当性、将来性等の就農計画の内容

〈経営者〉

No.	項目	内容
1	主要品目の推進	大村市の主要品目への取組み状況
2	経営管理の合理化	収入保険の加入状況
3	経営者所得	年間農業者所得の状況
4	地域計画の推進	地域計画の目標地図への位置付けの状況

【交付申請手続】

（１）交付申請

補助金の交付申請者は、次の書類を提出する。

- ① 令和 年度親元就農者支援事業給付金給付申請書（様式第１号）
- ② 親元就農計画書（様式第２号）
- ③ 同意書（所得、市税納付状況確認）

（２）交付決定

補助申請に係る書類等の審査を行い、交付決定し通知書を発行する。

（３）補助金の交付

補助金の交付を受けるには、次の書類を提出する。

- ① 請求書

（４）就農状況報告

給付金の受給者は、当該交付を受けた年度における農業への従事の状況について、様式第３号による就農状況報告書により、当該年度の４月から９月まで及び当該年度の１０月から３月までの状況を速やかに次の書類を提出する。

- ① 就農報告書（様式第３号）
- ② 作業日誌